

皇室会議 議事概要

1 日 時：平成29年12月1日（金）9：46～11：00

2 場 所：宮内庁特別会議室

3 出席者：

皇室会議議員

正仁親王殿下

正仁親王妃華子殿下

内閣総理大臣 安倍 晋三 （議長）

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一

最高裁判所長官 寺田 逸郎

衆議院副議長 赤松 広隆

参議院副議長 郡司 彰

最高裁判所判事 岡部喜代子

宮内庁長官 山本信一郎

説明員

内閣官房長官 菅 義偉

4 議案

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日に関する件

5 議事概要

- (1) 議案について、菅内閣官房長官から、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号。以下「皇室典範特例法」という。）附則第1条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から、皇室会議としての意見が求められたことから、皇室典範特例法の施行日について、皇室会議としての意見を御決定いただきたい旨の説明があった。
- (2) 議員各位から、皇室典範特例法の施行日について、天皇陛下には1月7日の御在位満30年の節目をお迎えいただきたいこと、国民生活への影響等を考慮すること、静かな環境の中で国民が天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位をこぞって寿ぐにふさわしい日とすることなどの意見の表明が行われた。
- (3) 各議員からの意見を踏まえ、次のような考え方により、議長から意見案が示された。
- ・ 天皇陛下の御退位、それに伴う皇太子殿下の御即位がつつがなく行われることが必要であり、関連する儀式の準備、具体的な組織の編成、予算の確保、人材の確保・養成を万全に行うためには、最低でも1年の期間が必要であること
 - ・ 皇位の継承に伴う国民生活への影響を十分に考慮しつつ、国民がこぞって天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位を

寿ぐにふさわしい日を選択することが必要であること

- ・ 天皇陛下には、1月7日の御在位満30年の節目をお迎え
いただきたいこと
 - ・ 4月は、年度の開始する月であり、気候も穏やかさを増す
季節であるが、その前半は、全国的に人の移動が激しく、
入学式等の各種の行事も盛んに行われ、加えて、平成31
年は、4年に一度の統一地方選挙が実施される見込みであ
ることから、そのような慌ただしい時期は避けることが望
ましいこと
 - ・ 4月29日は昭和の日であり、昭和の日に引き続き、御退
位、御即位を実現することによって、国民がこれまでの我
が国の営みを振り返り、改めて日本国の弥栄を思い、決意
を新たにすることができること
- (4) 皇室会議としての意見が議長の意見案のとおり決定され
(意見は別紙)、議決書に各議員の署名が行われた。
- (5) 議事の公表については、今回の議案が、天皇陛下の御退位
と皇太子殿下の御即位の日に関わる、国民がこぞってお祝い
すべき日に関するものであり、誰がどのような意見を述べた
かということをはっきりとすることは、必ずしも好ましいこと
ではないので、個々の意見や発言者名は記載せず、結論とそ
の考え方を記載した形の議事の概要を作成し、公表すること

が合意された。

- (6) 皇室会議の意見について、内閣に送付するとともに、官報に掲載することとされた。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日 に関する皇室会議の意見

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行日の決定に当たっては、天皇陛下の御退位及びそれに伴う皇太子徳仁親王殿下の御即位がつつがなく行われること、皇位の継承に伴う国民生活への影響を考慮すること等に留意する必要がある。

以上の点を踏まえて、皇室会議としては、施行日は平成31年4月30日とすべきであると考えている。

なお、本法の施行に当たっては、国民生活への影響も十分考慮し、皇位の継承がつつがなく行われるよう、政府において遺漏なく準備を進めるとともに、その状況について適時適切に国民に周知を図っていくことが必要である。